

# 保存版 ごみの分け方・出し方基準表

お問い合わせ先  
大木町環境課 TEL0944-32-1120

指定袋ルート収集		指定容器ルート収集	指定袋ステーション収集	地区分別収集・環境プラザ (缶・使い捨てびん・ペットボトルについては 大溝コミセン・大莞コミセン・役場横 の専用ボックスに出すことも可能)										
燃やすごみ	プラスチック類	生ごみ	紙おむつ	①缶	②使い捨てびん	③活きびん	④ペットボトル	⑤蛍光灯	⑥乾電池ライター	⑦陶器類	⑧ガラス類	⑨電球等	⑩小型家電	⑪金属調理具類
<p>使用済のラップ・汚れた紙・ティッシュ</p> <p>25cm以内の小さいぬいぐるみ</p> <p>ベルト等革製品(金属部分ははずす)</p> <p>ホースやブルーシート、網などの大きいものや長いものは1m四方に切ってから出して下さい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>午前8時までに出して下さい。</li> <li>町指定袋に入れて出して下さい。</li> <li>ごみが袋から出たり、雨水が袋に入らないように、口を結んで出して下さい。(ガムテープで止めて下さい)</li> <li>祝日は振替収集します。</li> </ul>	<p>プラマークが付いているものは全てOK</p> <p>PE</p> <p>食品等包装袋・弁当容器</p> <p>スナック</p> <p>ビン</p> <p>ピニール袋</p> <p>ボン部分(燃やすごみに入れて下さい)</p> <p>プリンカップ</p> <p>シャンプー</p> <p>洗剤ボトル</p> <p>トレイ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>午前8時までに出して下さい。</li> <li>きれいに洗って、町指定袋に入れ、出して下さい。</li> <li>レジ袋などに入れず、そのまま指定袋に入れて下さい。</li> <li>金属やネジ、クギ、汚れは厳禁です。</li> <li>祝日は振替収集します。</li> </ul>	<p>卵の殻・貝殻は入れられません。</p> <p>ピニール類やラップなど異物が入らないようにして下さい。</p> <p>年末年始以外は、祝日も収集します。</p> <p>循環センターと環境プラザに直接持込みができます。</p>	<p>紙おむつ</p> <p>町内の紙おむつ専用ボックス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内の紙おむつ専用ボックスにいつでも出すことができます。</li> <li>町指定袋に入れて出して下さい。</li> <li>汚物はできる限り取り除いて下さい。</li> <li>パットやお尻ふきも一緒に入れることができます。</li> <li>ペット用は出せません。</li> </ul>	<p>ビール</p> <p>コーヒ缶</p> <p>かんづめ缶(きれいに洗ってあるもの)</p> <p>縦・横・高さが20cm以内の缶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>つぶさずに中身を洗って出して下さい。</li> <li>アルミとスチールの分別は地区分別収集や環境プラザでは必要ありませんが、専用ボックスに出す場合は分別して下さい。</li> <li>缶詰やサビ・汚れがあるものは⑫番に出して下さい。</li> </ul>	<p>色の分別をして下さい。</p> <p>透明</p> <p>茶色</p> <p>その他</p> <p>酒</p> <p>一升ビン</p> <p>ビールビン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中身を洗って出して下さい。</li> <li>使い捨てびんは色分け分別して下さい。</li> <li>金属やプラスチックのフタは外して出して下さい。金属フタは⑫番に、プラスチックフタはプラスチック類に出して下さい。</li> <li>油びん・化粧びん・汚れびん・割れたびんは⑬番に出して下さい。</li> </ul>	<p>ビール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中身を洗って、ラベル・フタ・キャップ・握り手は外して出して下さい。</li> <li>ラベル・フタ・キャップ・握り手はプラスチック類に出して下さい。</li> <li>洗っても汚れが落ちないものは燃やすごみに出して下さい。</li> </ul>	<p>ラベルは剥いで</p> <p>PET</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中身を洗って、ラベル・フタ・キャップ・握り手は外して出して下さい。</li> <li>ラベル・フタ・キャップ・握り手はプラスチック類に出して下さい。</li> <li>洗っても汚れが落ちないものは燃やすごみに出して下さい。</li> </ul>	<p>蛍光灯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>割れていないものが対象です。</li> <li>割れているものは⑨番に出して下さい。</li> </ul>	<p>ボタン電池</p> <p>乾電池</p> <p>ライター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乾電池・ボタン電池・充電式電池などが対象です。</li> <li>ライターはオイルの残量に関わらず、出せます。</li> </ul>	<p>皿・茶わん</p> <p>陶器製のナベ</p> <p>湯のみ</p> <p>花瓶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陶器性の小物類が対象です。</li> <li>割れているものも出せます。</li> <li>つぼ・洗面台など大型陶器製品は粗大ごみ(有料)で出して下さい。</li> </ul>	<p>ごま油やオリーブオイルなどの油ビン(一升びん以外)</p> <p>化粧ビン</p> <p>コップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガラスコップ・普通ガラス・耐熱ガラス・硬質ガラスも対象です。</li> <li>割れているものも出せます。</li> <li>油びん・化粧びん・汚れびんも対象です。</li> <li>鏡も対象です。</li> </ul>	<p>体温計</p> <p>割れた蛍光灯</p> <p>電球</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体温計、温度計、電球、割れた蛍光灯・グロー球などが対象です。</li> <li>電子体温計は⑩番に出して下さい。</li> </ul>	<p>リモコン</p> <p>小型ゲーム機</p> <p>ナベ</p> <p>電卓</p> <p>シェーバー</p> <p>携帯電話</p> <p>ACアダプター</p> <p>タブレット</p> <p>幅25cm四方以内、厚さ10cm以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅25cm四方以内、厚さ10cm以内の小型家電とコード類が対象です。</li> <li>壊れているものも出せます。</li> <li>電池を抜き、個人情報などは消去して出して下さい。</li> <li>環境プラザでは、小型リサイクル家電(パソコン、炊飯器、電子レンジ、ドライヤー、扇風機など)も対象です。(一部有料)</li> </ul>	<p>ナベ</p> <p>ヤカン</p> <p>フライパン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄・アルミ・ステンレス・銅など金属製の調理具が対象です。</li> <li>ザルやボールも対象です。</li> </ul>

地区分別収集・環境プラザ											環境プラザのみ			
⑫その他金属類	⑬その他不燃物	⑭食用廃油	⑮飲料用紙パック	⑯新聞紙	⑰段ボール	⑱雑誌・その他紙類	⑲古着	⑳古布	㉑草木類	㉒くつ・バッグ・帽子	㉓使い捨てカイロ	㉔アルミつき紙パック		
<p>釘・ねじ等</p> <p>20cmを超える缶・缶詰のペンキ缶等</p> <p>かさ</p> <p>包丁やハサミ等</p> <p>カセットコンロのガス缶や整髪料等</p> <p>スプレー缶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>20cmを超える缶・缶詰のフタ・ハサミなど金属製の小物が対象です。</li> <li>かさは布地は外さず、そのまま出せます。</li> <li>スプレー缶は必ず中身を使い切ってから出して下さい。スプレー缶のみで収集します。</li> <li>大型の金属製品は粗大ごみ(有料)で出して下さい。</li> <li>中身は全て空にして下さい。</li> </ul>	<p>アナログ時計</p> <p>めがね</p> <p>ヘルメット</p> <p>水筒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水筒・時計・めがね・ヘルメット・懐中電灯などの他の分別項目に該当しない不燃ごみが対象です。</li> <li>食用油のみが対象です。</li> <li>機械油など食用油以外のものは絶対に混ぜないで下さい。</li> <li>固形物などは取り除いて下さい。</li> </ul>	<p>食用油</p> <p>食用油</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食用油のみが対象です。</li> <li>機械油など食用油以外のものは絶対に混ぜないで下さい。</li> <li>固形物などは取り除いて下さい。</li> </ul>	<p>牛乳</p> <p>紙パック</p> <p>30cm以内</p> <p>21cm以内</p> <p>500ml以上</p> <p>500ml以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>切り開いて、中を洗い、乾かして出して下さい。</li> <li>500ml以上のものが対象です。</li> <li>500ml以下のものは⑯番に出して下さい。</li> </ul>	<p>新聞紙</p> <p>8程度</p> <p>30cm以内</p> <p>21cm以内</p> <p>500ml以上</p> <p>500ml以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新聞紙・広告・チラシが対象です。</li> <li>八つ折にきれいにたたんで、出して下さい。</li> <li>ぬれたもの・汚れがひどいものは燃やすごみに出して下さい。</li> </ul>	<p>70cm以内</p> <p>70cm以内</p> <p>21cm以内</p> <p>500ml以上</p> <p>500ml以下</p> <p>重さ10kg程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ピニール・発砲スチロール・ホッチキスなどの金属類は外して出して下さい。</li> <li>ぬれたもの・汚れがひどいものは燃やすごみに出して下さい。</li> </ul>	<p>雑誌、紙、コピー用紙</p> <p>重さ10kg程度</p> <p>シュレッダー紙</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>書籍・カタログ・紙箱・コピー用紙など紙製のものが対象です。</li> <li>小さな紙箱などは紙袋に入れて出すことができます。</li> <li>レシート・感熱紙・カーボン紙は燃やすごみに出して下さい。</li> <li>シュレッダー紙のみを透明袋に入れて出して下さい。</li> </ul>	<p>リユースできるものを洗って乾かして出して下さい。 <p>ぬれたもの、破れ汚れがひどいものは燃やすごみに出して下さい。 <p>タオル類は対象です。 <p>カーペット類は粗大ごみ(有料)で出して下さい。 <p>古布は環境プラザに出して下さい。 </p></p></p></p></p>	<p>毛布・シーツ</p> <p>カーテン(フックは取り除く)</p>	<p>70cm×50cm</p> <p>40cm</p> <p>※コンテナ(青色)1杯までは無料です。</p>	<p>くつ</p> <p>ぼうし</p> <p>バッグ</p>	<p>あったかカイロ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中身を出さずに袋に入ったまま出して下さい。</li> <li>液体状のものは燃やすごみに出して下さい。</li> </ul>	<p>アルミつき紙パック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内側に銀色のアルミ箔が貼ってある飲料用紙パックが対象です。</li> <li>切り開いて、中を洗い、乾かして出して下さい。</li> <li>プラスチックキャップ部分は外して出して下さい。</li> </ul>		

### 粗大ごみ(有料)

(小型家電以外の家電製品や大型ごみ)

### 法律で指定されたもの

(購入した販売店が指定取引所)

家電リサイクル法の対象になるもの

テレビ (室外機を含む) エアコン 冷蔵庫 洗濯機 衣類乾燥機

※業務用の機器は除きます。

・上記の家電製品は、法律で製造業者が再資源化(リサイクル)することが、義務付けられています。

【指定取引所】(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センター(久留米市、大牟田市)

### 収集しないごみ

処理困難物

※処理業者の問合せは、役場環境課まで

購入先に引き取ってもらうか専門の処理業者に依頼して下さい。

(大型バイク・ガスボンベ・浴槽・消火器・建築廃材・農機具・農業用ピニールハウス・タイヤ・バッテリー 自然石、土砂など自然物)

事業系一般廃棄物

※許可業者の問合せは、役場環境課まで

飲食店・事業所などから出る一般廃棄物は、処理施設に直接搬入するか収集運搬許可業者に直接依頼して下さい。

リフォーム工事に伴う廃棄物

リフォーム工事に伴う廃棄物は、産業廃棄物になります。工事業者が責任をもって処理しなければなりません。

「大木町もったいない宣言」 ~ごみの焼却・埋め立てをしないまちづくり~

平成31年3月改定  
令和6年5月改定